

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	資料7
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

その他検討事項について

その他検討事項について

検討事項	対応状況
こども誰でも通園制度は満3歳以上のこどもを対象としていない中、受け皿（幼稚園等の満3歳児受入れ）確保が課題となっている点について	○「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、「幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。」と自治体宛に依頼。 ○更なる働きかけについては、今後検討。
事業者側への説明について	○自治体の準備業務のチェックリスト（こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票）の中に、「事業者向け説明会」の欄を設けており、自治体による管内事業者への説明会の実施を促進。 ○参考業務フロー及び参考様式をお示しし、事業者が事業開始に当たり提出する必要がある書類や提出タイミング等について見える化。
広域利用の在り方について	○「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、以下の事項をお示しした。 ・こども誰でも通園制度は、市町村の区域を超えて施設を利用できる仕組みとなっており、こども誰でも通園制度の量を見込むに当たっては、こうした広域的な利用も考慮する必要があること。 ・単独の市町村では十分な提供体制を整えることが難しい場合には、近隣の市町村と連携して事業所を確保し、支援を提供することが可能であり、その際には、事前に協議を行い、確保方策に記載することが求められること。 ・さらに、自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めることも考えられること。

その他検討事項について

検討事項	対応状況
こども誰でも通園制度の監査について	○市町村は、年度ごとに1回以上、国及び都道府県以外の者が行う乳児等通園支援事業が基準を遵守しているかどうかを実地につき検査することが求められている。監査の留意事項については通知においてお示しする予定。
親子通園の取扱いについて	○「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）において、以下の事項を周知している。 ・慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、利用の初期に「親子通園」を取り入れることが考えられること。 ・ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態になることがないよう、また度の趣旨を正しく理解し、適切な実施期間となるよう留意する必要があること。 ・親子通園を利用の条件とすることは適当ではないこと。 ○「こども誰でも通園制度 事例集」（令和7年7月こども家庭庁）において、実際に親子通園を取り入れている施設の事例を紹介している。
広報について	○「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月こども家庭庁）、「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業 事例集」（令和7年7月こども家庭庁）を活用した、行政説明の実施。 ○「こども誰でも通園制度 基礎資料集」（令和7年7月こども家庭庁）の展開と、解説動画（令和7年10月こども家庭庁）の配信。 ○「こども誰でも通園制度紹介動画」（令和6年6月こども家庭庁）による周知に加え、令和8年度からの全国展開に向けた動画の作成を予定。 ○政府広報について、こども未来戦略加速化プランのSNS広告・車内動画広告（トレインチャンネル等）で動画を放送（こども誰でも通園制度は令和7年6月2日～6月8日）。 ○更なる広報について、今後検討。 ○自治体向けに、広報紙、HP及びSNSによる広報や想定スケジュールについて周知。